

大分県まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法の制定を受け、大分県のまち・ひと・しごと創生の取組を県と市町村とが連携して推進することを目的に、「大分県まち・ひと・しごと創生本部」(以下、「創生本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生に関する情報収集及び共有に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生に関する人口ビジョン及び総合戦略に関すること。
- (3) 小規模集落の維持・活性化に関すること。
- (4) その他まち・ひと・しごと創生に必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 創生本部は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本部長は大分県知事をもって充て、創生本部を総理する。
- 3 本部長は、必要に応じて本部員を追加することができる。

(幹事会)

第4条 創生本部に、創生本部の付議事項について協議するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事長はおおいた創生推進課長をもって充て、幹事会を総理する。
- 4 幹事長は、必要に応じて構成員を追加することができる。

(会議)

第5条 創生本部の会議は本部長が、幹事会の会議は幹事長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長及び幹事長は、必要に応じてそれぞれの会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第6条 創生本部及び幹事会の事務は、おおいた創生推進課において処理する。

(地域別部会)

第7条 創生本部に、振興局が所管する区域（以下、「所管区域」という。）又は市町村ごとに大分県まち・ひと・しごと創生本部地域別部会（以下、「地域別部会」という。）を設置する。

- 2 地域別部会は、第2条に掲げる事務のうち、所管区域又は市町村に関する事項の処理に当たる。
- 3 地域別部会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 地域別部会長は振興局長をもって充て、地域別部会を総理する。
- 5 地域別部会長は、必要に応じて構成員を追加することができる。
- 6 地域別部会の会議は、地域別部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 7 地域別部会長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 8 地域別部会の事務は、各振興局地域創生部において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関して必要な事項は本部長が、地域別部会の運営に関して必要な事項は地域別部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年1月20日から施行する。
- 2 大分県小規模集落対策本部設置要綱（平成20年4月23日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

創生本部

大分県知事
大分市長
別府市長
中津市長
日田市長
佐伯市長
臼杵市長
津久見市長
竹田市長
豊後高田市長
杵築市長
宇佐市長
豊後大野市長
由布市長
国東市長
姫島村長
日出町長
九重町長
玖珠町長
副知事
総務部長
企画振興部長
福祉保健部長
生活環境部長
商工観光労働部長
農林水産部長
土木建築部長
観光局長
防災局長
教育長
警察本部長
各振興局長

別表 2 (第 4 条関係)

幹事会

各市町村担当部課長
市町村振興課長
政策企画課長
おおいた創生推進課長
福祉保健企画課長
生活環境企画課長
商工労働企画課長
農林水産企画課長
建設政策課長
防災対策企画課長
教育改革・企画課長
警務課長
各振興局地域創生部長

別表 3 (第 7 条関係)

地域別部会 (標準)

各振興局長
各市町村担当部課長
商工会代表
自治会代表
社会福祉協議会代表
農協代表
漁協代表
森林組合代表
保健所長
土木事務所長
教育事務所長
まち・ひと・しごと創生につながる
取組の実践者や先駆者

まち・ひと・しごと創生の推進体制図

(本 庁)

(各 地 域)

